

令和 8 年度さいたま市大宮区防災・減災連携事業仕様書

1 件名

令和 8 年度さいたま市大宮区防災・減災連携事業

2 目的

さいたま市総合振興計画基本計画「各区の特性と将来像」に掲げる大宮区の将来像である「2 質の高い生活環境と安心して暮らせるまちづくり」「(1)地震・風水害等の自然災害に強く、安全・安心に暮らせる、犯罪のないまちづくり」の実現のため、大宮駅及びその周辺に所在する各関係者等の防災・減災に関する意識醸成を図り、災害時の対応力を強化することを目的とした研修並びに訓練（以下、「本研修」という。）を実施する。

本研修を通じて、災害等の危機発生時に区民及び来街者（以下「区民等」という。）を守り、安心して大宮区に滞在し安全に帰宅してもらうため、各関係者間の顔の見える関係の構築及び各役割・行動を確認するとともに、区民等への帰宅支援等への対応に備える。

3 履行期間及び実施日等

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

そのうち、1 日を本研修の実施日とする。

※ 本研修の実施日時・時間については委託者及び受託者双方で協議し決定する。

4 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所外

5 業務内容

(1) 本研修の企画

大宮駅及びその周辺に所在する各関係者等に属する者（以下「参加者」という。）が、避難等が必要な区民等（以下「避難者」という。）に対する必要なオペレーションの確認及びシミュレーションを行い、課題の抽出や実際の災害時への備えに活かせる内容とし、次に掲げる項目を定めて企画すること。（本研修は、単なる講義方式の訓練・研修ではなく、参加者が実際の災害や避難者対応を学び、関係者間連携の構築ができるイマーシブ（没入感）型かつ体感型であること。）

ア 災害時の一連の流れの疑似体験

イ 被災施設滞在中の対応（受付、安否確認、物資確保、各種情報管理、避難者からの相談、避難所への移動等への対応など）

ウ 避難所での対応（帰宅希望者の掌握、トリアージ、移動手段・方法など）

エ 交通網再開に伴う避難者の帰宅に向けた対応

(2) 本研修の管理及び実施

ア 運営管理

本研修の実施や運営に必要な機器及び備品等を負担すること。（ただし、本研修が実行可能な会場および当該会場に付随する備品は委託者が負担する。）

イ 研修資料の作成

研修用レクチャー資料等を作成すること。

ウ 会場設営及び進行等

本研修に必要な人員、資機材を適正に配置し、かつ、円滑に進行すること。なお、本研修で使用する資料及び映像等は、大宮区の特徴を踏まえた自社コンテンツとすること。

エ アンケートの実施および集計・分析・講評

実施方法・設問は受託者の提案をもとに作成し、最終的に委託者と協議し決定すること。

6 業務に関する要件

(1) 運営体制

本業務を効果的かつ効率的に履行するため、次に掲げる運営体制を設置すること。

ア 総括責任者

危機管理等の有資格者（危機管理士等）を配置すること。

イ 講師（又はファシリテーター）及び講評者

行政における防災・災害対応、関連機関の連携体制、災害発生時における各関係者及び関連機関の連携体制などの専門的な知識を有し、指導・助言および改善提案ができる者を配置すること。

(2) 業務計画・管理

受託者は、業務を円滑かつ的確に実施することに留意して業務計画書を作成し、適切に業務管理を行うものとする。また、進捗の報告・共有を十分に実施し、委託者から追加の要望や方針の変更があった場合にも対応できるよう余裕をもった業務管理を行うこと。

(3) 業務完了報告書の作成

実施内容、アンケート等をとりまとめ、業務完了報告書を作成し提出すること。

7 成果物

(1) 受託者は、業務終了後、以下の成果物を提出すること。

ア 業務完了報告書

イ 訓練で用いた配布資料等

ウ アンケート調査結果

エ 記録写真

オ その他委託者が指示する資料や中間成果物等

カ アからオすべての電子データ（データ容量に応じた記録媒体にて提出すること。なお、委託者は受領後、当該媒体の返却はしない）

(2) 提出期限

本研修実施後、令和9年3月19日（金）までに提出すること。

8 その他留意事項

- (1) 本研修にて使用する図版及び写真等は、原則として受託者が用意すること。
- (2) 打合せ・協議は、認識に齟齬が発生しないよう必要に応じて対面およびオンラインにて適宜行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議し決定する。